

医療機関・薬局向け

これからの医療に向けて
オンライン資格確認導入後に
対応いただきたいこと

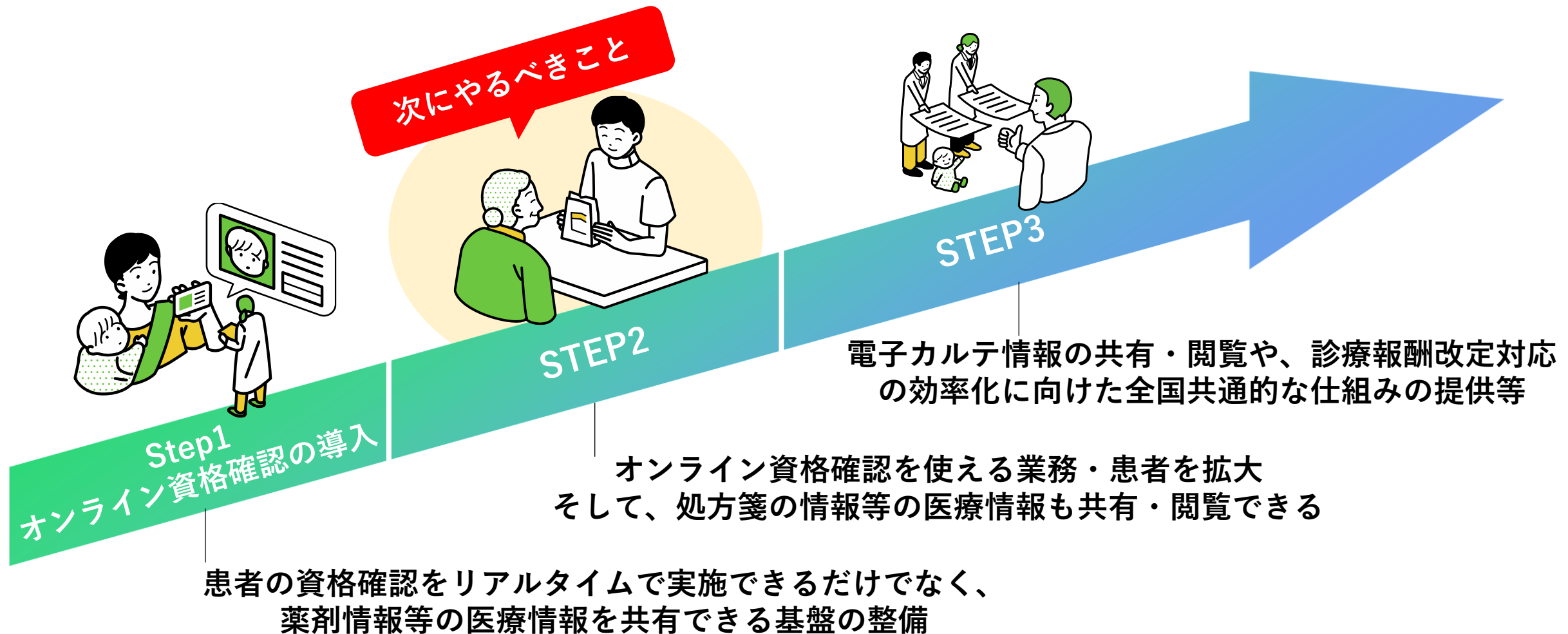


ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認の導入は最初の第一歩。
医療DXの基盤として、
オンライン資格確認の仕組みを使って実現できることがたくさんあります



では、医療DXを進めるために、
次は何に対応すれば良いのでしょうか。



オンライン資格確認を導入し、日々の業務で使用していますが、他にも何かやることはあるのでしょうか？

まずは**電子処方箋を導入**しましょう。
令和4年度中に導入した場合、システム導入費に対する補助率を高く設定していましたが、令和5年度中に導入した場合も当補助率が維持されます。
年度末には導入が立て込み、システム事業者が対応できない可能性もあるので、**すぐにシステム事業者と調整**してください！

過去の診療情報等を閲覧するための機能についても、簡単に導入できますので、未導入の場合はまとめて導入するよう調整してください。



ポイント1

令和5年度中に導入することで、電子処方箋のシステム導入費に対する高い補助率が維持されます。
年度末には導入が立て込む可能性があるため、早めにシステム事業者と調整することが重要です！



なるほど、電子処方箋の次は何を対応すればいいですか？

令和5年度末にかけて、オンライン資格確認の仕組みを使って資格確認業務を行う患者に医療扶助の対象者も追加されます。また、診療・調剤業務を訪問やオンラインの形式で実施する場合は、当業務においても使えるようになります。

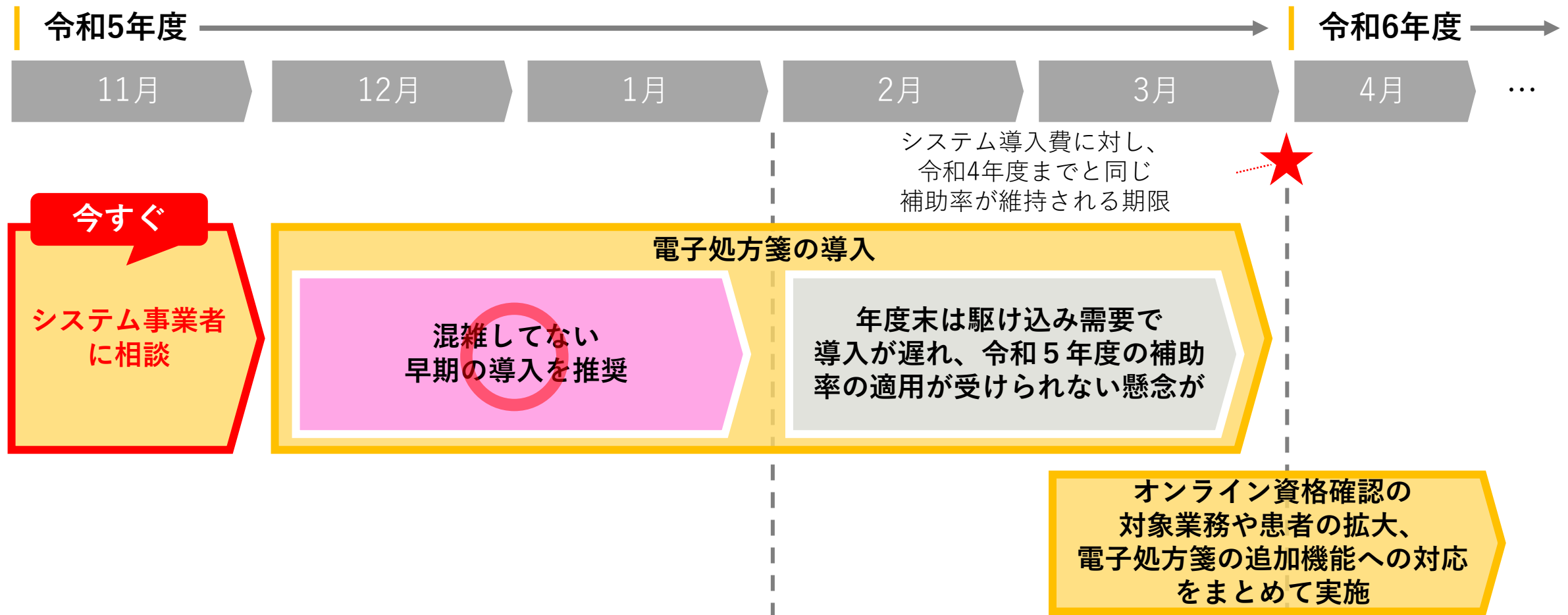
これらを令和5年度末頃にまとめて対応することで、導入の費用・時間を削減できます。



ポイント2

今後、オンライン資格確認を使える業務や患者が拡大し、便利になっていきます。
令和5年度末にまとめて対応することで、導入費用・時間が削減できます！

まず、電子処方箋を早期に導入するようシステム事業者と調整！
その際に、オンライン資格確認を使える業務や患者の拡大、
電子処方箋の追加機能の導入についても実施するようお伝え下さい！



オンライン資格確認の仕組みは、医療の質の向上や、
患者自身の健康促進や手続きの効率化につながる、医療DXの基盤として成長していきます。



オンラインによる資格確認
健康保険や医療扶助の保険資格についてオンラインで有効性確認が可能に

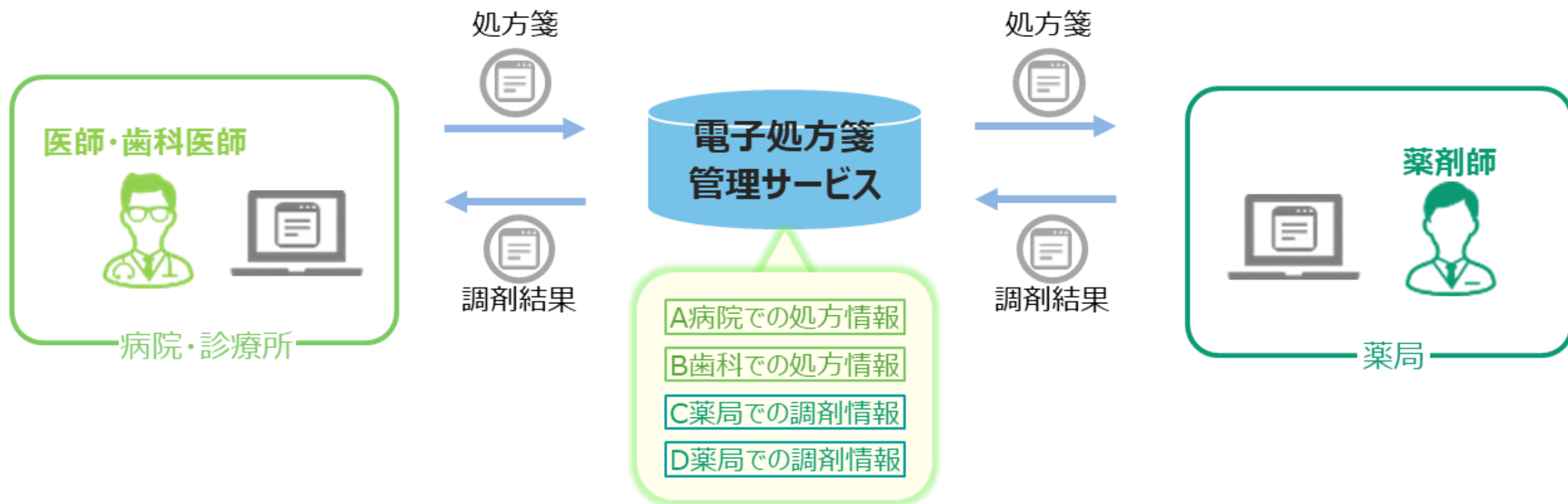
医療データによる質の向上
診療/薬剤情報や健診情報等を閲覧し、医療の質の向上へ

医療DXによる業務効率化
電子処方箋や電子カルテ情報の共有等によりシームレスなコミュニケーションへ

データ活用による健康増進
国民・患者が自身の医療データを閲覧・活用し、健康増進へ

まずは電子処方箋の導入を
お願いします

電子処方箋とは、オンライン資格確認の仕組みを基盤とした
「電子処方箋管理サービス」を通して、
医師・歯科医師、薬剤師間で処方箋をやり取りする仕組みです。



患者が電子処方箋、または紙の処方箋のどちらを選択したかに関わらず、
重複投薬や併用禁忌を確認できると共に、
処方内容や調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録できます。

POINT

- 1 **紙の処方箋で処方・調剤する場合でも、**処方内容や調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録します。
- 2 **紙の処方箋で処方・調剤する場合でも、**患者の過去の薬剤情報を確認できます。
また、それら薬剤情報との重複投薬・併用禁忌を検知できます。
- 3 処方箋発行元の**医療機関が電子処方箋非対応でも、電子処方箋対応の薬局が調剤結果を登録すると、**過去の薬剤情報として他の医療機関・薬局が活用できます。

まずは、電子署名を行うための準備、 システム事業者への見積依頼および発注に取り掛かってください

ここから

運用開始

準備開始

- 電子署名を行うための準備を行う（HPKIカードの発行申請等）
- システム事業者へ電子処方箋を導入したい旨を伝える（見積も依頼する）

システム事業者へ発注

- システム事業者へ発注する
- HPKIカードを読み取るためのICカードリーダー等の機材を購入する
- [医療機関等向け総合ポータルサイト](#)で利用申請を行う

導入・運用準備

- ご使用いただくパソコンの設定を行う
- 運用開始に向けて業務内容の最終確認や患者向け掲示物を準備する
- [医療機関等向け総合ポータルサイト](#)で運用開始日を入力する

補助金申請

[医療機関等向け総合ポータルサイト](#)で補助金を申請する

■ HPKIカードの発行申請先

<医師>

・日本医師会 電子認証センター

<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>

・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

<歯科医師>

・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

<薬剤師>

・日本薬剤師会認証局

<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30>

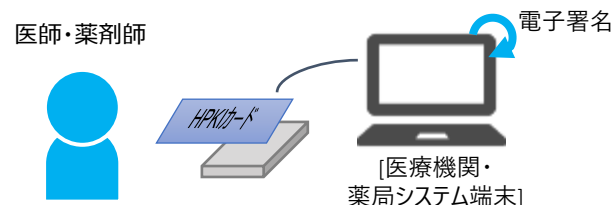
・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

各施設に合った電子署名の方法をお選びください

① HPKIカードを物理的に用いて電子署名を行う方法

医師等は、HPKIカードをICカードリーダーにかざして電子署名を行う



準備内容

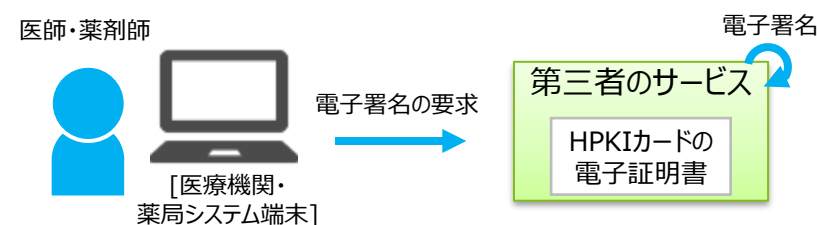
- ✓ 署名を行うためのパソコンの設定
- ✓ HPKIカードの発行申請・取得
- ✓ ICカードリーダーの購入（端末分が望ましい）

医療機関・薬局の端末に接続するICカードリーダーを購入し、ネットワーク構成も変更せずに電子署名ができるようになる。

→小規模施設（主に診療所・薬局等）にメリット

② HPKIカードを物理的に用いず電子署名を行う方法

医師等は、システム上での操作を行い、電子署名を行う
定期的（1日1回程度）に本人認証が必要。



準備内容

- ✓ 署名を行うためのパソコンの設定
- ✓ HPKIカードの発行申請※1
- ✓ ネットワーク設定の変更（システム構成による）

ネットワークの設定変更等を伴うものの、ICカードリーダーの購入費を抑えながら電子署名ができるようになる。

→大規模施設（主に病院）にメリット

※1 HPKIの仕組みを使うため、HPKIカードの発行申請自体は必要。ただし、令和5年12月～令和6年1月以降利用開始できる「マイナンバーカードを活用した電子署名」（②の署名方法の1つ）を使用する場合は不要

HPKIカードが届く前でも、 先に電子処方箋を導入することをシステム事業者と調整ください

電子処方箋に対応したシステムを導入することの主なメリット

患者の処方・調剤情報をリアルタイムで閲覧できる

処方・調剤を行う際、患者の過去の処方・調剤情報との重複投薬や併用禁忌を自動でチェックできる

患者自身も、処方・調剤されたお薬をリアルタイムで閲覧できる

上記のメリットを享受するためにHPKIカードを使って電子処方箋を発行・応需する必要はなく、
従来どおり、紙の処方箋を発行・応需する上でも同じメリットが受けられます。

そのため、HPKIカードがお手元にならない状態でも、
まずは、**電子処方箋を導入していただくようシステム事業者と調整をお願いします。**



HPKIカードとは...

- ✓ 所持する人が医師・歯科医師、薬剤師の資格を有する者であることを証明する物理的なカードです。
- ✓ **電子処方箋を発行する場合に使うカードであり**、従来の記名押印又は署名の代わりに、本カードの電子証明書の情報を用いて署名でき、資格を有する者が処方箋を発行したことを電子的に確認できます。

令和5年12月～令和6年1月頃より、電子処方箋の機能が追加されます。
ただし、システム事業者の対応が間に合っていない可能性があるため、
まずはこれら以外の機能を導入することを優先してください。

リフィル処方箋への対応

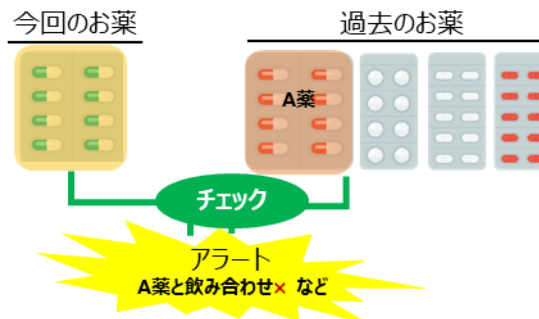


リフィル処方箋は通常の処方箋よりも患者が処方箋を保管する期間が長くなる中で、**電子処方箋として発行することで、患者が処方箋を紛失するリスクや管理する手間を削減**できます。

口頭同意による 重複投薬等チェック結果の閲覧

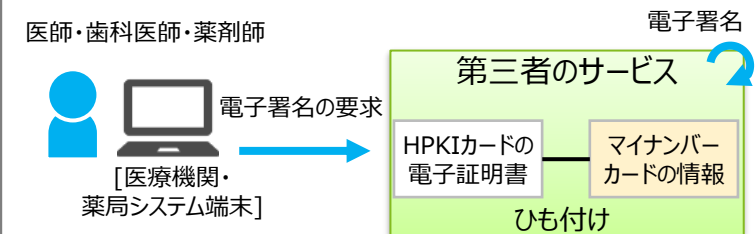
これまでは、マイナンバーカードで過去の薬剤情報提供に同意した患者に限り、過去のどのお薬と重複投薬・併用禁忌に該当したかを確認できていました。

一方、過去の情報を確認できないことで、患者の健康にも影響を及ぼす可能性を考慮し、**診察室等で口頭等で同意を得た場合には、薬剤名・施設名に限って確認できるようになります。**



マイナンバーカードを活用した 電子署名

電子処方箋を発行・調剤結果登録するためには電子署名が必要ですが、HPKIカードをICカードリーダーにかざすのではなく、**医師・歯科医師・薬剤師のマイナンバーカードをHPKIカードの情報とひも付けておくことで、HPKIの仕組みを使って電子署名ができるようになります。**

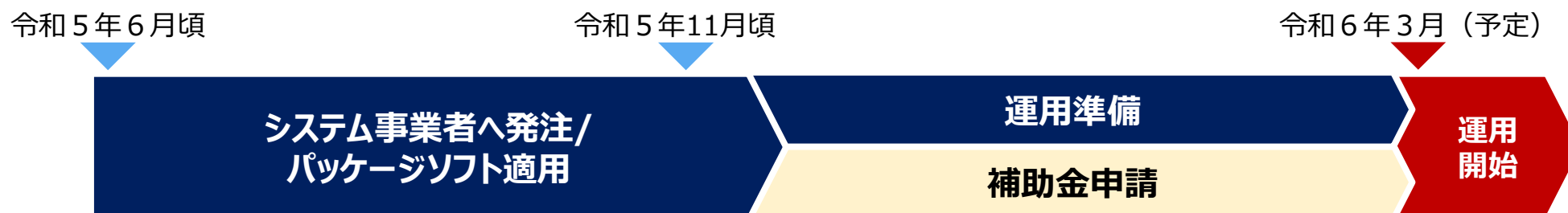


※本仕組みは、P.12の「②HPKIカードを物理的に用いない方法」の1つです。

医療扶助の対象者にもオンライン資格確認ができるよう対応した場合、補助金があります。

令和5年度内にシステム導入した場合だけでなく、令和6年度以降に導入した場合の補助金についても検討しています。

令和5年度内にシステム導入した場合の補助金について



- ・ 申請受付期間：令和5年11月13日～令和6年1月15日（令和5年11月時点）
- ・ 必要提出書類：領収書（写）※内訳が分かるものも含む、オンライン資格確認等事業完了報告書
- ・ 費用補助内容：
 - ① 病院 ➡ 28.3万円（事業額56.6万円を上限に、その1/2を補助）
 - ② 大型チェーン薬局 ➡ 3.6万円（事業額7.3万円を上限に、その1/2を補助）
 - ③ 診療所、薬局（大型チェーン薬局以外） ➡ 5.4万円（事業額7.3万円を上限に、その3/4を補助）